

# 福島経済同友会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は経済人としての職能的立場から、福島県経済の民主化並びにその平和的再建に寄与し、併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 本県経済問題に関する調査・研究
  2. 本県経済政策に関する審議・立案・建議
  3. 講演会・研究会・座談会の開催
  4. 会報の発行
  5. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第3条 本会は「福島経済同友会」と称す。
- 第4条 本会事務局は一般財団法人とうほう地域総合研究所に置く。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会は本会の主旨に賛同する進歩的な事業経営者、経営補助者又は経済団体役職員で、所定の会費を納入する者を会員とする。
- 第6条 本会の入会は既会員の推薦に基づいて幹事会が承認する。

## 第3章 役 員

- 第7条 本会に下記の役員を置く。

代表幹事 3名以内  
副代表幹事 若干名  
常任幹事 若干名  
会計監事 2名  
幹事 若干名  
事務局長 1名

代表幹事であった者は前項の幹事の定員に関係なく、恒久的に幹事の地位を保有する。

第8条 代表幹事・副代表幹事・常任幹事・会計監事・幹事・事務局長は総会が選任する。

第9条 役員任期は2年とする。  
ただし、重任を妨げない。

第10条 本会に特別会員・顧問を置くことが出来る。特別会員・顧問は幹事会が推薦する。  
ただし、特別会員・顧問からは会費を徴収しない。

#### 第4章 機 関

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。  
通常総会は毎年1回開催する。  
臨時総会は随時これを開催するものとする。  
総会は代表幹事が招集する。  
代表幹事が事故あるときは副代表幹事がこれに当たる。

第12条 下記の事項は総会の議決を必要とする。

1. 規約の変更
2. 会費の徴収
3. 収支予算及び決算
4. その他本会運営に関する事項

第13条 代表幹事は本会を代表し会務を総覧する。

第14条 副代表幹事・常任幹事は代表幹事を補佐し常時会務を執行する。

第15条 代表幹事・副代表幹事・常任幹事・会計監事・幹事は幹事会を構成し、重要会務を審議する。  
幹事会は幹事の申合せにより定時に開催する。

第16条 総会及び幹事会の議決は出席者の過半数による。会員の議決権は会員1名について1個とする。  
ただし、その行使を他の会員に委任することが出来る。  
役員選挙は累積投票によらない。

第17条 会計監事は会計を監査する。

## 第5章 事務局

第18条 本会は日常事務を処理するために事務局を置く。  
事務局は事務局長を長とする。  
事務局は事務局員を配置する。

## 第6章 会計

第19条 本会は会費その他の収入を以て充てる。

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

1. この規約は昭和28年4月1日から施行する。
2. 昭和49年10月31日規約一部改正、同日から実施。

3. 平成7年7月11日規約一部改正、同日から実施。
4. 平成10年7月8日規約一部改正、同日から実施。
5. 平成14年7月22日規約一部改正、同日から実施。
6. 平成16年7月22日規約一部改正、同日から実施。
7. 平成18年7月28日規約一部改正、同日から実施。
8. 平成24年7月4日規約一部改正、同日から実施。
9. 平成29年6月28日規約一部改正、同日から実施。

以上